

陸上貨物運送事業労働災害防止協会定款

昭和39年8月15日
昭和40年5月18日改正
昭和41年1月28日改正
昭和46年5月25日改正
昭和60年5月29日改正
平成元年5月22日改正
平成4年5月20日改正
平成7年5月19日改正
平成15年5月27日改正
平成16年5月24日改正
平成17年5月24日改正
平成30年5月21日改正
令和3年5月27日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、陸上貨物運送事業に属する事業の事業主及びその事業主の団体によって組織し、陸上貨物運送事業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって労働災害防止を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 業務

(業務)

第4条 本会は、陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行う。

- (1) 労働災害防止規程を設定すること
- (2) 技術的な事項について指導及び援助を行うこと
- (3) 機械及び器具について試験及び検査を行うこと

- (4) 労働者の技能に関する講習を行うこと
- (5) 情報及び資料を収集し、及び提供すること
- (6) 調査及び広報を行うこと
- (7) 安全衛生物品の普及を図ること
- (8) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと

第3章 会員

(資格)

第5条 本会の会員の資格を有する者は、次の各号の一に該当する事業についての事業主及びその事業主の団体とする。

- (1) 貨物自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)
- (2) 第一種貨物利用運送事業(鉄道運送事業者及び貨物自動車運送事業者の行う運送に係るものに限る。)及び第二種貨物利用運送事業
- (3) (1)又は(2)の事業に欠くことができない事業であって、労働災害の防止のための活動をこれらの事業と一体となって行うことが適当であるもの

(加入)

第6条 本会の会員となろうとする者は、加入の申込みをし、会長の承諾を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の加入の申込みがあったときは、理事会に報告する。

(脱退)

第7条 会員は、次の場合には、脱退するものとする。

- (1) 会員の資格を喪失したとき
- (2) 死亡し、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき

- 2 会員は、前項の規定によるほか、60日前までに会長に申出をして本会を脱退することができる。

(除名)

第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) 本会の目的の達成又は業務の運営を妨げたとき
- (2) 会費の納入その他本会に対する義務を怠ったとき
- (3) 本会の信用を失わせる行為をしたとき

(議決権)

第9条 会員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(会費)

第10条 本会は、会員に会費を賦課する。

2 会員は、前項の会費の支払については、相殺をもって本会に対抗することができない。

第11条 前条の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会で定める。

2 徴収した会費は、会員が脱退した場合においても、返還しない。

(届出)

第12条 会員は、氏名若しくは住所又は名称、代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

第4章 賛助会員及び名誉会員

(賛助会員)

第13条 本会の目的に賛同する者は、別に規程で定めるところにより、賛助会員とすることができる。

(名誉会員)

第14条 陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し功労のあった者は、理事会の推せんにより、名誉会員とすることができる。

第15条 第3章の規定は、賛助会員及び名誉会員には適用がないものとする。

第5章 役員等

(役員の数)

第16条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 10名以上15名以内(副会長を含む。)
- (4) 監事 3名以内

2 会長は、理事のうち、1名を専務理事とし、会長が、これを指名する。

(役員の職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位にしたがって、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会の構成員となり、会務を掌理する。専務理事は、会長の命を受けて常務を処理し、会長及び副会長ともに事故があるときは、会長の職務を代理する。

4 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査して、その結果を総会に報告し、本会と会長との利益が相反する事項について、本会を代表する。

(役員の内任)

第18条 役員は、総会において選任し、又は解任する。

2 役員を選任及び解任の方法については、総会で定める。

(役員の内任)

第19条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会又は通常総会に代わる総代会の終結の時までとする。ただし、理事及び監事の任期は2年を超えないものとする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、任期満了後も、新たに役員が選任されるまで、引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第20条 役員の報酬については、別に規程で定める。

(参与)

第21条 本会に参与を置く。

2 参与は、陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、学識経験がある者のうちから、会長が理事会に諮って委嘱する。

3 参与の任期は2年とする。

4 参与は、本会の業務の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に意見を述べることができる。

(顧問)

第22条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。

3 顧問は、本会の業務の運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じて助言する。

第6章 総会及び総代会

(総会の招集)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、会長が毎事業年度終了後遅滞なく、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要であると認めるときに理事会に諮って招集する。

4 総会員の5分の1以上にあたる会員が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出して請求したときは、会長は、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第24条 総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(議長)

第25条 総会の議長は、総会において選挙する。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、第8条、第11条、第18条、第29条第1項、第30条第1項、第41条及び第42条に定めるもののほか、次の事項について審議決定するものとする。

(1) 事業計画の決定及び変更並びに収支予算の変更に関する事項

- (2) 定款の変更に関する事項
- (3) 重要な財産の処分に関する事項
- (4) 労働災害防止規程の設定、変更又は廃止に関する事項
- (5) 解散に関する事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

(総会の議事)

第27条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、前条第2号、第4号及び第5号並びに会員の除名に係る議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。

3 前2項の場合において、書面をもって表決をし、又は議決権の行使を他の者に委任した会員は、出席者とみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事録は、議長及び議長の指名した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録は、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会議の目的たる事項
- (3) 会員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の概要
- (5) 議事別の議決の結果

(総代会)

第29条 本会は、総会の議決により、総代会を置くことができる。

2 総代会は、役員及び総代200名以上300名以内をもって組織する。

3 総代会は、総会に代わりその議決事項（解散の議決を除く。）を審議決定するものとする。

(総代)

第30条 総代は、総会で定めるところにより、会員のうちから選挙する。

2 総代の任期は、3年又はその選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会又は通常総会に代わる総代会の終結の時までのいずれか短い期間とし、再任を妨げない。

3 総代は、各1個の議決権及び選挙権を有する。

4 総代は、任期満了後も、新たに総代が選任されるまで、引き続きその職務を行うものとする。

5 補欠の総代の任期は、その前任者の残任期間とする。

(準用)

第31条 総会に関する規定は、総代会に準用する。

第7章 理事会

(理事会)

第32条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「会長等」という。）をもって組織する。

3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、総理事の3分の1以上にあたる理事が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出して請求したときは、会長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

4 理事会の議長は、会長とする。

5 会長、副会長又は理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会長等全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

6 会長、副会長又は理事が、その全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事）

第33条 理事会は、第6条第2項、第14条、第21条第1項、第22条第2項及び第23条に定めるもののほか、次の事項について審議決定するものとする。

(1) 総会に提出する議案

(2) 会務の処理に関する規程

(3) その他会長が必要と認める事項

（準用）

第34条 第27条（第2項ただし書を除く。）及び第28条の規定は、理事会に準用する。この場合において、第27条第3項中「書面をもって表決をし、又は議決権の行使を他の者に委任した会員は」とあるのは、「書面をもって表決をした理事は」と読み替えるものとする。

第8章 支部等

（支部）

第35条 本会は、各都道府県に支部を置く。

2 支部に支部長を置き、支部長は、当該支部に所属する会員が選任する。

（支部長への委任）

第35条の2 会長は、第6条第1項の規定による会員の加入申込みに係る承諾を支部長に委任することができる。

2 支部長は、前項の承諾を行ったときは、遅滞なく会長に報告しなければならない。

（脱退に関する報告）

第35条の3 支部長は、会員が第7条第1項第1号及び第2号に該当したとき並びに同条第2項による申出が支部長を経由してなされたときは、遅滞なく会長に報告しなければならない。

（安全管理士及び衛生管理士）

第36条 本会に、安全管理士及び衛生管理士若干名を置く。

（事務処理等）

第37条 本会の事務の処理の組織、支部並びに安全管理士及び衛生管理士に関し必要な事項は、別の規程で定める。

第9章 資産及び会計

(資産)

第38条 本会の資産は、会費、寄附金、補助金及びその他の収入からなるものとし、別に規程で定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度及び事業年度)

第40条 本会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算案の作成)

第41条 会長は、毎会計年度の初めに予算案を作成して総会に提出し、その議決を経なければならない。

(会計書類の作成及び監査)

第42条 会長は、毎会計年度の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第10章 雑則

(公告)

第43条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、官報に掲載して行うものとする。

(実施規程)

第44条 この定款に定めるもののほか、この定款を実施するため必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、本会の成立の日から施行する。

(設立当初の会費)

2 本会の設立初年度の会費については、第11条の規定にかかわらず、その額、徴収の時期及び方法その他必要な事項を創立総会で定めることができる。

(設立当初の役員)

3 本会の設立当初の役員の任期は、第19条の規定にかかわらず、本会の成立の日から昭和41年1月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第26条及び第41条の規定にかかわらず、

創立総会の定めるところによる。

(総代会の設置及び総代の選挙についての特例)

5 総代の選挙については、第29条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、創立総会で別段の定めをすることができる。

(設立当初の総代の任期)

6 本会の設立当初の総代の任期は、第30条第2項の規定にかかわらず、選任の日から昭和41年1月31日までとする。

(設立当初の会計年度及び事業年度)

7 本会の設立初年度の会計年度及び事業年度は、第40条の規定にかかわらず、本会の成立の日から昭和40年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則

この定款は、昭和41年2月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和46年7月8日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年7月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年7月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年8月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年8月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年7月30日から施行する。